協議第46号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて提出する。

平成16年1月22日提出

本荘由利一市七町合併協議会 会長 本荘市長 柳 田 弘

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

- (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。 なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとし、必要に応じ新市において調整を図る。

平成 年 月 日確認

公共的団体等の取扱いに関する参考資料

公共的団体等の定義(行政実例)

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年会、婦人会、スポーツ団体等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人格を持つかどうかは問わない。

地方自治法

(公共的団体等の監督)

- 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的 団体等の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。
- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地 方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提 出させ及び実地について事務を視察することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。
- 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

市町村の合併の特例に関する法律

(国、都道府県等の協力等)

第16条(第1項~第6項 省略)

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。